

# 公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、野菜及び果実（以下「青果物」という。）の安定的な生産出荷の推進、青果物生産農家の経営の支援、青果物の生産から流通加工及び需要の拡大等を図るための事業等を関係機関との緊密な連携のもとに実施し、もって地域経済の発展及び国民の消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の価格差補給事業等に関する資金の造成及び管理に関する事業
- (2) 青果物の価格が大きく低落した場合に、農業経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための価格差補給事業、助成金交付事業及び補てん金交付事業
- (3) 特定果実（果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (4) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (5) 青果物製品の原料として使用する青果物を安定的に供給する生産者に対し当該原料の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業
- (6) 青果物及び青果物製品の需要の増進を図るための事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか青果物の生産及び出荷の安定に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、鹿児島県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事長が別に定めるところにより、入会申込書を理事長に提出し、理事会の決議を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会で別に定める会費を支払

う義務がある。ただし、本会の事業に関し本会と密接な協力関係にある団体で理事長が特に必要と認めるものについては、会費の納入を要しない。

- 2 賛助会員は、総会で別に定める会費を支払う義務を負う。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、次の各号に掲げる事由により協会を退会する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 除名

2 会員は、前項の規定によるほか、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会する事ができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。その場合、本会は、総会の開催日の1週間前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 理事長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 正会員は、書面をもって議決し、又は代理人によって議決権の行使をすることができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(報告の省略)

第18条 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、役員として理事12名以上17名以内及び監事4名以内を置く。

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員を選任)

第21条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な

関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

## 第6章 理事会

(理事会)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 理事長及び専務理事の職務権限規程の決定

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、あらかじめその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事の中から選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の種別)

第34条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

(基本財産)

第35条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために必要な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産
- (2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を

要する。

(資産の管理)

第36条 本会の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(寄託金の管理)

第37条 正会員は寄託金1口以上を預けなければならない。ただし、理事会で承認された正会員については、この限りでない。

- 2 寄託金1口の金額は金10,000円とし、現金をもって全額を一時に預けるものとする。
- 3 正会員は寄託金の払い込みについて相殺をもって本会に対抗することができない。
- 4 本会は、正会員が退会し、払戻の請求があったときは、寄託金を返還するものとする。
- 5 正会員は、寄託金口数を減少することができる。
- 6 本会は、第4項の規定による返還、前項の規定による寄託金口数の減少に伴う返還及び第43条の規定による解散時の返還の場合において、当該正会員が本会に対して支払うべき債務があるときは、返還すべき額と相殺することができる。
- 7 寄託金の受入れに関する手続き及び管理等の取扱いについては、この定款に定める事項のほか、理事会の決議により別に定める寄託金管理規程によるものとする。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は次の書類（以下「事業報告及び決算書類」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
  - 4 第1項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に

供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。

## 第11章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、北郷 栄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 変更前の社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会定款第7条の規定に基づく出資（以下「旧出資」という。）は、この定款の施行の日をもって、旧出資1口につき、この定款第37条の規定に基づく1口の寄託金とみなす。